

## 小樽市健康づくり推進ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき策定した小樽市健康増進計画「第2次健康おたる21」の推進のため、小樽市健康づくり推進ネットワーク会議（以下単に「ネットワーク会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について調整及び協議等を行う。

- (1) 小樽市健康増進計画「第2次健康おたる21」の各種事業の推進に関すること。
- (2) 小樽市健康増進計画「第2次健康おたる21」の各種事業の進捗管理に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、30人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療団体の推薦を受けた者
- (2) 経済団体の推薦を受けた者
- (3) 教育団体の推薦を受けた者
- (4) 高齢者団体の推薦を受けた者
- (5) 地域団体の推薦を受けた者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 ネットワーク会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、ネットワーク会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の1以上の出席があれば、開催できるものとする。
- 3 会議の議事は、出席した委員（議長である委員を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の会議への出席）

第7条 ネットワーク会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委員の通称）

第8条 委員は、通称「おたる健康ナビゲーター」と称する。

（庶務）

第9条 ネットワーク会議の庶務は、保健所において行う。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、会長がネットワーク会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

この要綱は、平成28年4月18日から施行する。

この要綱は、平成29年8月30日から施行する。